

第十條

一 各評長 一 書記
組合長 評議員 主事 會計 會計監査 大會ニ於テ選出シ
理事ハ評議員ノ互選トシ 各部長ハ選出シ 書記ハ主
事ニ任命ス 外ニ評議會ノ決議ニヨリ臨時評議員ヲ置ク事
ヲ得 任期ハ各々一ケ年トス
但シ再選ラ妨ゲズ

第十一條

本組合ノ經費ハ各組合員ヨリ之ヲ徴收シ毎月一定ノ日時マデ
ニ納入スルモノトス
但シ月額二十錢トス

第十二條

本組合ニ加盟セントスル者ハ入會金五百円ヲ納ムニ申出ルベシ
本組合ニ加盟セントスルハ組合員一名ノ紹介ニ要ス

第十三條

本組合員ニシテ本組合規約及ビ決議ニ違反シタル者ハ除名ス
除名ハ評議員會之ヲ行ヒ大會ニ報告ス

第十四條

本規約ハ大會ニ於テ出席代議員ノ三分ノ二以上ノ賛成アルニ
アラザレバ變更スル事ヲ得ス
支部及ビ班準則ハ別ニ之ヲ定ム

昭和九年四月

京都市中京區生田林前町廿九

京都友禪職工組合

殺並公に福利の爲め健康失業其他不幸に對する共済及び火災死亡に對する見舞金の支給を
許つて相互扶助の實を上げ更に小口金融融資託託所の經營費用の共同購入等の実行を促進
するものとある

第五号議案

友禪職工全國的連絡の件

実行方法 新任評議員 一任

立沢定治郎

全國的職工の緊密なる連絡に依つて、貸銀決定の標準を統一し更に同職親睦促進の
許り職工組合の整備を相率つて全國各地の職工團体の間に團結を許つて全國的の福利を
實せしむるべきである

実行方法 新任評議員 一任

第五号議案

團軀協約促進の件

説明者 服部岩藏